2019年5月15日

知識情報・図書館学類における学会発表支援費の運用については以下のとおり取り扱うものとする.

- 1. 学会発表支援費は、知識情報・図書館学類に所属する学類生と研究生(以下「学生」という)を対象とし、学生が学術的な会議等で研究成果を発表する際の費用の一部を補助することで、学生の研究活動を支援することを目的とする.
- 2. 学会発表支援費は、学生 1 人年間 5 万円を限度とし、学会の参加費・登録料と学会発表を行う出張のための旅費に使用することができる。海外で実施される学会発表を含む場合は限度を年間 10 万円に引き上げる。ただし、その場合でも国内実施の学会発表に対する補助の合計は 5 万円以内であること。
- 3. 学生の出張については、宿泊料は「筑波大学出張及び旅費に関する規則施行規程」の定額を上限とし、日当は支給しない。
- 4. 学会発表支援費の使用に際し、限度額を超えた部分は学生が自己負担するか、経費負担に同意した教員の教育研究基盤経費等から支出することができる。当該発表が「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ!筑大生)」等学内外の奨学制度による助成を受ける場合、助成の不足分を学会発表支援費で補うものとする.
- 5. 年度当初に定めた学会発表支援費の予算を超えた申請があった場合,前項までの規定に依らず,その年度の補助を打ち切ることがある.